

陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による限定使用に関する要請について

平成28年11月7日

防衛大臣 稲田朋美様

京都府知事 山田啓二

陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による限定使用に関して、住民の安心・安全を確保するため、政府として責任ある対応のもと、下記条件の確認を求めるものである。

記

- 1 訓練の実施に関して、政府として、米軍とともに責任を持って対応すること。
 - (1) 訓練を実施する際は、訓練による事故が発生しないよう万全の体制を確保するとともに、細心の注意を払うこと。また、規律ある行動を確保し、近隣住民に不安や迷惑をかけることの無いよう、万全の対策を払うこと。
 - (2) 陸上自衛隊福知山射撃場での米軍関係者の訓練は、米軍経ヶ岬通信所の軍人・軍属に限っての使用とするとともに、自衛隊の管理・規則の下で実施すること。また、拳銃・小銃等の訓練以外の訓練を行わないこと。
 - (3) 陸上自衛隊福知山射撃場の使用については、米軍関係者の使用を含め、同射撃場の近年の年間最大使用日数(昨年の183日を基準)を超えないよう、必要最小限とするとともに、土曜・日曜や時間外の使用はしないこと。また、訓練実施の間は、やむを得ない緊急の場合を除き、射撃場外へ出ないこと。
- 2 射撃による騒音について、早急に騒音調査を実施するとともに、騒音を低減させるよう防音壁を設置するなど、効果的な騒音対策を実施すること。
- 3 万が一にも場外へ流れ弾が出ないように、かつ、住民等が誤って場内へ入ることの無いよう、射撃場周辺を強固なフェンスで囲むなど、安全管理施設の整備と安全対策の徹底を払うこと。
- 4 弾薬の扱いに係る管理監督者及び安全責任者を設置するとともに、射撃場内はもちろんのこと施設間の移動等も含め、万全の管理体制を確保すること。
- 5 経ヶ岬通信所から射撃場間の移動は、バス等による集団移動を厳守するとともに、交通安全ルールの遵守など徹底を払うこと。
- 6 福知山市や地元自治会の要望に対して、真摯に対応すること。
- 7 万が一、米軍関係者による事件・事故が発生した場合には、政府において責任を持って適切な措置を講ずること。